

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年 4月 25日

一宮市長 殿



理事長 上林 弘和

提出者

住 所 愛知県一宮市開明字平1番地
氏 名 社会医療法人杏嶺会 一宮西病院
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0586-48-0077

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の

減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名 称	社会医療法人杏嶺会 一宮西病院
事業場の所在 地	愛知県一宮市開明字平1番地
計画期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種 類	医療業
②事業の規 模	497床
③従業員 数	1460人

	④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	医療行為により排出される感染性廃棄物を専用容器に入れ、委託業者により収集運搬、中間処理により焼却処理し、焼却灰を管理型最終処分場にて埋め立てを行なう。
--	---------------------	---

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図)
医療安全管理部
施設管理課 [REDACTED] (特別管理産業廃棄物管理責任者)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
1 現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
	排出量	535.3 t
	(これまでに実施した取組)	
感染性廃棄物と非感染性廃棄物を感染性廃棄物処理マニュアルに従い、徹底した分別を行なっている。		
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
	排出量	535.0 t
	引火性廃油	
		2.8 t

	(今後実施する予定の取組)
	引き続き、廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアルに従い、適正な処理を行なう。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物と非感染性廃棄物を感染性廃棄物処理マニュアルに従い、徹底した分別を行なっている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の取り組みを継続する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
1 現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
1 現状	【前年度（令和 年度）実績】		

	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特 別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画			
【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
1 現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行 つた 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行 う 特別管理産業廃棄物の量	t	t

	(今後実施する予定の取組)
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項	
1 現状	【前年度（令和4年度）実績】
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
全処理委託量	535.3t
優良認定処理業者への 処理委託量	535.3t
再生利用業者への 処理委託量	t
認定熱回収業者への 処理委託量	0.4t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t
(これまでに実施した取組)	
委託基準に従い、感染性廃棄物を処理委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。 優良認定収集運搬業者及び優良認定処分業者・認定熱回収処分業者に委託している。	

(第5面)

②計画	【目標】
	特別管理産業廃棄物の種類
	感染性廃棄物
	全処理委託量
	535.0t

		認定熱回収業者への 処理委託量	0.3 t	t			
		認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託量		t			
(今後実施する予定の取組) 可能な限り優良認定業者より選定する。							
電子情報処理組織の 使用に関する事項							
【前年度（令和4年度）実績】							
特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニ ル廃棄物を除く。)		538.2 t					
(今後実施する予定の取組) 電子マニフェストの利用割合（電子化率）100%を継続する。							
※事務処理欄							

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業場ごとに 1 枚作成すること。
- 2 当該年度の 6 月 30 日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ① 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ② 欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④ 欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第 6 条の 14 第 2 号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 第 1 項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第 2 条の 4 第 5 号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が 50 トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が 3 以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。